

| | |
|--------------|---|
| Title | 松本先生との思い出 : 松本充郎先生への追悼メッセージ集 |
| Author(s) | |
| Citation | 国際公共政策研究. 2022, 26(2), p. 149-177 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/86853 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

松本先生との思い出

—松本充郎先生への追悼メッセージ集—

追悼・松本充郎先生

大久保邦彦（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

松本充郎先生は、去る 2020 年 7 月 15 日に、49 歳の若さでこの世を去られました。ちょうど 1 年ほど前に厄介な病気が見つかりました。そのとき、「これからは、論文集をまとめ、家族旅行をすることを最優先にしたい」と言われていたのが耳に焼き付いています。そのときすでに、最悪の事態を覚悟されているように感じました。

最初の入院は長引きましたが、秋になってからは、論文集の執筆に向けて、邁進されていました。今年の 4 月には、「論文はかなり書きあがったので、何とか出版と学位取得にこぎつけたい」と言われ、出版助成と学位取得の手続について相談を受けました。実際、4 月 22 日に、合計で 8 万字以上にもなる 2 本の論文を阪大法学会に投稿されており、論文集の出版に向けての作業は、着々と進んでいました。しかし反面、医師からは「ぼちぼち万が一に備えて置くように」と告げられたとのことでした。

松本先生は、2012 年に OSIPP に赴任されました。大学院で環境法・国際環境法を、法学部で国際環境法を、共通教育で日本国憲法を、そして可能であれば英語で講義ができる人を探すという難題が、わたしたちの前に立ちはだかっていました。しかし、そこに松本先生が救世主のごとく現れ、問題は氷解しました。辛口で評判の弟弟子から「この業界で一番いい人」と太鼓判を押されるほど、人格的にもすぐれた人でした。

松本先生のご専門は行政法・環境法ですが、特に水法を研究されています。修士課程で法哲学を専攻されていたこともあり、視野が広く、採用時には審査委員の間で驚嘆の声が上がりました。阪大に来られてからは、工学系の研究者とメコン川の共同研究もされていました。また、諸外国の研究者や実務家と交流するため、多くの国を訪問されていました。アメリカでダムを見学したこと、ウィーンでオペラ「三人姉妹」を観たことなど、楽しそうに話しておられました。国内でも、諸々の委員を務められ、社会貢献をされていました。十和田湖の水道水源保護条例にも関わられました。OSIPP の特徴として学際性・国際性・実務性が挙げられますが、松本先生はこのすべてを兼ね備えておられました。まさに OSIPP のために生まれてきたような人でした。大阪大学ではダイバーシティが求められています。松本研究室の最後の院生は、エジプト・インドネシア・中国からの留学生と、定年退職された日本人の蝶の研究家で、阪大全体の縮図のようでした。松本先生がいなくなった穴をどのように埋めたらよいか、わたしたちは途方に暮れるばかりです。

仕事面はもちろんですが、私生活でも、3 年ほど前に念願のマイホームを建てられたばかりで、まだ 2 人のお子様も小さく、やり残されたことがたくさんあり、無念だったと思います。しかし、最期まで取り乱すことなく、論文集の出版に向けて邁進されていました。松本先生は人を褒めるときによく「徳が高い」と言われていましたが、松本先生こそ、徳の高い人でした。

残された者としては、まず、松本先生の業績をまとまった形で残すために、最後の目標にされていた論文集の出版に向けて、お手伝いをしたいと考えております。松本先生のご冥福をお祈りします。

(2020年8月5日)

松本先生の思い出

中嶋啓雄（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

松本先生の専門は水法なので、私はまったくの門外漢でしたが、赴任されてまもない頃、服部緑地にお互い子連れで休日に出かけた際、偶然お会いしたことがきっかけで、何となく親近感を持つようになりました。また私自身は元々、19世紀前半のアメリカ外交史を研究していて、モンロー・ドクトリンの宣言（1823年）やメキシコ戦争（1846～48年）に際して、コロンビア川河口に位置するアストリア（現・オレゴン州）——広東貿易向けの毛皮の集積地——の領有や現代アメリカの水利問題にも影響を与えているリオ・グランデ川が争点となっていたので、その後はアメリカ合衆国の水利に詳しく、実際に西海岸各所の河川を訪れている松本さん（と二人で話すときは呼んでいました）の話の時折聞くのを楽しみにしていました。アメリカ環境史を専門としている知り合いの先輩研究者の南カリフォルニアの水利についての著書などもご存知で、「開拓者(パイオニア)」たちに水利権を奪われた北米大陸の先住民に話が及んだこともあったと思いますが、子どもの頃から魚釣りが好きだったので、単純に川の話聞くのが楽しかったというのもあります。

そうしたことから松本先生との一番の思い出は、訪問されたアメリカの河川の写真を見せてもらったことです。2014年3月下旬、その年度の授業や入試業務もすべて終わり、卒業式を控えながらも大学教員が少しほっとする時期に学食で昼食をご一緒した日のことでした。松本先生は通常、大久保邦彦先生や湯川拓先生と昼食をご一緒されていて、時折、そこに私も入れてもらっていたのですが、授業期間外だったためかその日は両先生がおられず、松本さんと二人で学食に行き、アメリカの河川の話をつたった後、お互いの研究室に戻ってから200枚以上の写真のリンクを送信してもらいました。遺著『日米の流域管理法制における持続可能性への挑戦——日米水法の比較法的研究』（2021年）でも取り上げられているコロラド川下流域のツアーに参加された時の写真なども含まれていて、どれも雄大な景観が収められていたように記憶していますが、特に印象に残っているのはサケの遡上が観光名物にもなっている上記のアストリアに行かれた際の写真です。アストリアは元来、ドイツ系移民のアメリカの大富豪ジョン・ジェイコブ・アスターが19世紀初めに設けた交易所が起源で——大物政治家や各国の王族、日本の上皇・上皇后などを含め著名人が宿泊してきたことで知られるニューヨークの高級ホテル、ウォルドーフ＝アストリアも彼の子孫が19世紀末に創業したもの——、アメリカ史関連の書物にしばしばその地名は登場するのですが、実際にそこに出かけたという人には会ったことがなかったので、非常に感銘を受けました。持続可能性の指標は川にアユやサケが遡上することだという松本先生の持論は、そうしたアメリカや日本国内の河川における地道な実地調査に裏付けされていたのだとあらためて思います。

私より少しお若いですが、松本先生とは年齢が近かったので、学内行政でも色々協力して進めていくことができるものと思っていました。今でも松本先生がいてくれれば、と思うことがあります。同年代の研究者として、松本先生が50歳を前にして亡くなられたのは本当に残念でなりません。最初の入院に際して、一度お見舞いに伺った時にも、博士論文としての単著刊行の構想やベッドの脇に

置いてある日米関係史の本などについて病をおして語って下さり、そうした松本先生の強く、前向きな生き方を範として、私も前を向いて歩んでいきたいと思います。

松本さん、どうぞ天国から見守っていて下さい。

(2021年10月25日)

松本さんとの思い出

瀧井克也（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

いつも絶やすことのない笑み。どんな話題でも丁寧に対応される誠実さ。学問に対する真摯な態度。不正を決して許そうとしない正義感。

モノレールで大学に行く途中、書物に読みふけっている松本さんにお会いすることがよくあった。声をかけると、必ず、にこにこした笑みを浮かべながら、迷惑がることもなく、本を閉じ、話を合わせてくれる。そのほほえみがいつも心地よい。私は、モノレールを降り、松本さんと研究室に向かう10分ほどの時間が好きだった。時には、水資源に係るご自身の研究について話を伺った。また別の時には、正義論について、お互いの意見を交わした。分野外であるはずの経済学に関して、しっかりと見識を持っておられ、経済学者独特の意見もしっかりと受け止めてくれた。うれしかった。気兼ねなくかわされる松本さんとの議論が私には居心地がよかった。

入院中、何度か病室にお伺いしたことがあった。突然の来客であるにもかかわらず、いつもにこやかに迎えてくれた。以前よりもお痩せになってはいたが、その前向きな姿には、見舞いに行った私のほうが元気にさせられた。病室にはやはりいくつかの読みかけの本があった。単著を書き上げるために調べ物をしているのだという。自然と、以前と変わらない会話が始まる。現在書いている論文の内容、最近のOSIPPでのニュース。病室に伺うたびに、安らいだ気持ちになり帰っていったのを覚えている。

しばらくして、5階の廊下をあるいていると見知らぬ人から会釈をされた。誰だったかなと思いつながら、会釈を返し、階段を降りようとした。ハッとして振り返ると、いつもの笑顔がそこにあった。病院から退院されて、自宅療養をしているが、研究のために書物を取りに来たのだという。いつもの前向きな姿にほっとした。

7月の教授会において訃報を知らされた。一瞬、意味が分からなかった。この前会ったばかりではないか。次の日の告別式の最中も実感がもてなかった。私と同様、事態が呑み込めていないのであろう下のお子さんの無邪気な姿が痛々しかった。喪主のあいさつの中で、最後まで単著の執筆に取り組んでいたことを聞かされた。あ〜と思った。この人は、最後の最後まで前を向いていたのだ。私たちには苦しみの表情一つ見せることなく。自分には到底そんなことはできないと思った。

松本さん。寂しいです。もう一度、会いたいです。もう一度、話がしたいです。私は、あなたのように生きることはできないかもしれませんが、あなたと出会えた幸運をかみしめながら、私なりに今を生きていこうと思います。本当にありがとうございました。どうか安らかに眠りください。

(2020年8月24日)

松本先生のこと

湯川拓（東京大学大学院総合文化研究科准教授）

「いつもにぎやかな我が家ですいません」。今年[2020年]の2月、ご自宅にお伺いするための日程調整メールの中で松本先生が僕にお書きになった一節だ。高校時代のご友人も来られるということを受けてのもので、何気なく書かれたのだろうが、なぜだかひどく印象に残っている。こちらはある種の悲壮感をもってお伺いしようとする中(結果的にはこの時が実際にお会いした最後の機会となった)、「にぎやかな我が家」という明るい調子に虚を突かれたのかもしれない。

しかし、松本先生は御病気になられてからもメールの文面だけではなく、お会いした時にも変わらず接してくださった。ご自身の研究について大いに語られ、僕の研究について訊いてくださり、社会の不正義に憤られ、学生時代の思い出話に花を咲かせ、ご子息の進路について方針を述べられていた(ついでに僕の住宅ローンの相談にまで乗ってくださった)。見た目は痩せておられ御病気であることは隠しようもなかったが、後ろ向きな話は一切なさらなかった。持参したささやかなお見舞いのお金は頑として受け取りを拒まれた。逆に5月には先生のご研究への僅かなお手伝いへの御礼として高知のカツオを送ってくださり、そこには「うまいですよ」と先生らしい口調のメールが添えられていた。「先生、どうしてそんなに気を使ってくださいるのですか」と僕は思った。どうしてこんな時にまで、弱音や恨み言を言ったりしないのですか。あるいは、もしかしてこちらが深刻に捉えすぎていて、実はこのままの病状でずっとずっといけるのではないかという的外れな期待を抱きすらした。でも、考えてみれば、それが松本先生というお人柄だったのだ。僕の6年半の阪大時代、最若手であった自分を常に気にかけてくださり、いつも一緒に笑って一緒に怒ってくださった。法学が全くの素人である僕相手にも、楽しそうにご研究について教えてくださった。そして、何より嬉しそうにご家族について語っておられた。

大阪に出張に行った際には、かつてのように12時40分に松本先生と大久保先生の部屋をノックしてお昼に誘うというサプライズ案を温めていた。きっと松本先生は、まずはしっかり大仰に驚いてくださった後、顔をくしゃっとした笑顔で「いきましょー！」と仰ってくれるだろう。しかし、もうその機会は永遠に失われたのだと思うと愕然としてしまう。あれだけ何百回とご一緒していた昼食なのに。

僕は先生からのご恩に一体何をお返しできただろうか。先生は「な～に言ってんですか、お世話になったのはこっちのほうですよ」なんて言うだろう。でも僕は大学教員生活の第一歩において、先生のような方と知り合えたことは何よりの幸運だったと思っていますよ。本当にありがとうございました。

(2020年8月6日)

りんごの思い出

北村周平（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授）

同僚で研究室がお隣の松本先生とは、特に所有権など土地の問題に関して興味関心が重なる点があり、生前は色々とお話をさせていただきました。私がOSIPPに来て、はじめて松本先生とお話したのは、確か梅田のビアガーデンでOSIPPの新人歓迎会があったときです。入店待ちの長蛇の列に

並びながら、土地所有権の話や環境法の話などをしました。私は法学については門外漢ですが、土地所有権という共通の話題に関して、経済学と法学の点から話ができるとも楽しく、そして嬉しかったのを覚えています。これから私の職場になる OSIPP の、学際的な雰囲気や垣間見た瞬間でもありました。

その後も廊下ですれ違えば、よく話をしました。お忙しい中だったとは思いますが、ちょうど『土地所有権の空洞化』を執筆・編集されている最中で、本の編集作業はどうか、とすれ違いざまに尋ねると、立ち止まって台湾における土地所有権と先住民の問題など、新たに上がってきた原稿の内容をこっそり聞かせて下さいました。また、当時から話題になっていた空き家・空き地問題に関する本を紹介していただき、読み齧ったばかりの知識をもとにご意見を伺ったりもしました。こういった会話がきっかけで、所有権制度に関する研究コミュニティもご紹介くださり、森林所有権制度研究会の定例会にご一緒させて頂いたこともあります。打ち上げでジビエを食べたのも良き思い出です。松本先生は、知識の人だと思います。膨大な量の知識をお持ちで、私が素人意見を述べたときも拾い上げてくれ、知識で裏付けをとってくれるという経験を何度もしました。そして、否定をせず、良い点を拾い上げるというところにお人柄が出ていたと思います。廊下ですれ違ったときもいつもにこにこされていて、研究をするのが本当に楽しいという雰囲気も、話しながらいつも伝わってきました。お体の調子を崩されてからも、大学に来られているときはお話をする機会がありました。十和田湖の環境保全事業に関わられている関係で、毎年青森からりんごが送られてくるらしく、そのおすそ分けを頂くことができました。とても大きなりんごで、味も今までの人生で一番というぐらい美味しかったです。このことを後で話すと、満面の笑顔で、それは良かった、と言われていたのを今でも覚えています。

研究室の鍵を締めて帰るとき、電気のついていないお隣の部屋を見ると寂しい気持ちになることがあります。松本先生、またいつかどこかで土地所有権のお話ができればなあと思っていますよ。

(2020年8月17日)

林智良（大阪大学大学院法学研究科教授）

松本充郎先生が逝かれ、1年と3ヶ月が経ちました。大阪大学豊中キャンパスの丘上に立つ食堂、「らふおれ」で知的な四方山話に何度も興じたことを思い出し、もはやそれがかなわぬことが寂しくなりません。拙文では、同じ大阪大学で法学を研究する仲間という立場を越えて、私的なことも綴りたいと思います。

松本先生は姫路市のカトリック系中学・高等学校である淳心学院の同窓にあたります。松本先生が32回生、自分が21回生です。松本先生のことを初めて知ったのは、淳心学院の同窓会・心城会の会誌へのご投稿を通じてでした。松本先生の前任校である高知大学のスタッフとしての近況報告で、同窓の人が環境法に精力的に取り組んでいることを知って、興味を持つと共に頼もしく思いました。

程なくして、松本先生は本学国際公共政策研究科に移籍され、奇遇を喜びました。人なつこく、心配りの行き届いた方で、ラフォレなどキャンパス内でお目にかかる時、いつも丁寧に挨拶をしてくださいました。日付はもう確認できませんが、伊丹から羽田に出張する折に、全日空機内で松本先生と乗り合わせたこともあります。この時も私を認めてかなり離れた席から近寄ってニコニコと話しかけて下さいました。東京での研究会と、大学のクラブ同窓会に参加予定とのことでした。

あれは自分が法学部長を拝命していたときのことです。受験生の法学部離れというニュースに心を痛め、法学部で学ぶことの意義について、母校でお話し致すことを思い立ちました（全然組織的な企てではありませんが）。松本先生にお誘い致しましたら、二つ返事で参加を快諾してくださいました。お話は、2018年5月26日の午後に淳心学院の講内でさせていただきました。そのときの松本先生のお話は、ご自身の来歴を通じて形成された自然への思いと関わり、自然環境を法的に保護することの意義を熱く語るもので、受講していた後輩と父兄の方々に強い感銘を与え、活発な質問を引き出す迫力がありました。パワーポイントで現場の画像をふんだんに取り入れたご発表であったことも印象に残っております。おかげさまで、大成功の母校講演となりました。

実は、その翌年に神戸市の六甲学院中学校・高等学校からも同様の講演をというお誘いがありました。きっと、松本先生のお話が評判を呼んだのでしょう。この時も早速松本先生にご連絡を差し上げたのですが、ご病気で参加がかなわないというお返事でした。バディを欠いて、ずいぶん寂しい思いをしながら講演を果たしたことを覚えております。

その後、松本先生は入院され、自宅でも療養されました。大阪大学医学部附属病院にお見舞いに上がり、退院されてから自宅にもお伺い致しました。その場でも、ご自身の研究に向けた思いを熱く語ってくださいました。入院時は、前向きに「日頃まとまった時間がとれないので、この機会に大きい本を読んでいるんですよ」と語っていらしたことを思い出します。きっとその頃は、考えあつてライフワークである『日米の流域管理法制における持続可能性への挑戦—日米水法の比較法的研究』（ナカニシヤ出版、2019年）の原稿を全力で準備されていたであろうと思います。お時間を奪ってしまったかと、後になって後悔致しました。でも松本先生はそのような思いをおくびにも出さず、自宅でも歓待してくださいました。本当に気配りの方だったと思います。

私は年長ながら、松本先生の研究と自然に向けた熱心なご姿勢、ご家族への愛情に深く教えられました。松本先生、どうか安らかにお休みくださいませ。

(2021年10月31日)

御高著を拝読して

高井裕之（大阪大学大学院法学研究科教授）

松本充郎先生には、2012年に大阪大学に着任されて以来、OSIPP 協力講座に属する私とも同僚として親しく接していただき、本当にありがたかった。松本先生の高い御見識と鋭い洞察力に啓発されることもしばしばであった。もっとも、私の場合、年齢が若干離れているため遠慮されたのであろうか、他の同僚諸氏ほど頻繁にお話しする機会がなかったのは残念というほかない。あるいは、私の勉強不足のために松本先生と議論させていただくだけの素材を持ち合わせていなかったというのが本当のところかもしれない。いずれにせよ、今となっては、先生の遺された御論文を熟読して自らの研究の励みとし、先生の御業績の意義を後世に伝えることが、先生と同じくアメリカ公法を専攻する私のすべきことであろう。そこで、以下では、先生の御高著『日米の流域管理法制における持続可能性への挑戦—日米水法の比較法的研究』（2021年、ナカニシヤ出版）を通読させていただいての簡単な感想文を記させていただいて、私の追悼の言葉とさせていただきます。

(1) 私の場合、アメリカ公法といっても憲法を専門とし、また環境法についての知識も乏しかった

ため、御高著を拝読し始めた段階ではなかなか理解が進まないところもあった。しかし、読み進めるにつれて御高著の基本的視点がわかるようになると、その描かれている世界が生き生きと想像できるようになってきた。第2章から第5章は日本の話であるが、法制度の概略の説明の上に各地域の実情が手に取るように描写され、読んでいて私も若干の臨場感を得ることができた。とりわけ、先生の前任校のあった高知県の物部川をめぐる状況や議論についての御分析は、自然と人間との関係を深く考えるに適する素材であるように思われる。また、私も現に恩恵を受けている淀川水系についての記述からは、我が事ながらこれまで知らなかったことを多く学ぶことができた。

(2) 第6章から第11章はアメリカ法の御研究である。ここでも、深く詳細な分析が展開され、アメリカ法を研究する者のひとりとして私も大いに勉強させていただいた。アメリカ法の難しいところのひとつは、イギリスのコモンローの伝統を引き継いでいる上に連邦制を採用しているため、判例と制定法、州法と連邦法とが複雑に絡み合っていることにある。さらに、各州内でも各自治体の条例や政策があり、第11章で論ぜられているように国際条約まで関係する場合さえある。しかも、アメリカの水法の理解には歴史的経過の考察が欠かせない。松本先生は、このようなきわめて錯綜した法制度的な状況を丁寧に解きほぐし、その動態を明らかにされたのである。ここでも、法制度の沿革に関する叙述は、アメリカの西部開拓の歴史を彷彿とさせるだけの迫力がある。

アメリカ公法を研究する私から見ると、特に第9章は本書の山場であるように思われる。そこで論ぜられている公共信託法理については私も以前より聞き及んでいたが、御高著でこのように新たな視点から整理されているのを拝読すると、その大きな意義と影響力を改めて知ることができたところである。私のように主として憲法論のレベルだけで考えている者にとっては、さまざまな規範形式が織りなす法制度の発展の様子は新鮮でもあり、若干ショッキングでもあり、そして自分の研究の方法論を見直す絶好の素材でもある。さらに、第9章第3節でサックス氏とトンプソン氏の議論が対比されているが、憲法論として興味深かったのは「司法審査と民主主義」の論点である。サックス氏も「環境権を憲法上の権利と位置付けることに反対」し、「環境問題の多くが少数者によって引き起こされることから、政治資源の対等化が裁判によって達成できるなら憲法上の権利とする必要はないとする」(238頁注59)とのことであり、さらにトンプソン氏も「合衆国憲法が規定する民主主義と司法審査の関係につき、プロセスを非常に重視する解釈をとる」(246頁注74)とのことであって、この点は、憲法上の権利を拡大しようとする志向を持つ、日本の憲法学におけるひとつの有力な潮流から距離を置く私にとっては、心強い指摘である。

(3) 松本先生は、日本でもアメリカでも熱心に実地調査をされたとのことである。その御様子は御高著の叙述から窺えるし、また、本書の随所に掲載された写真にも示されているところである。それらの写真は白黒であるが、本文の叙述と照らし合わせれば、その色彩を想像するのも難しくない。青々とした水をたたえた川や海の写真もあろうが、モノ湖の写真(iii頁、269頁)からは、水が干上がって白い湖岸・湖底がむき出しになった状態を思い浮かべざるを得ない。まさに迫真の写真であるように感ぜられる。

(4) 憲法論の面では、先に司法審査と民主主義の論点に少し触れたが、より根本的には、第1章第3節・第4節(9頁～25頁)において骨太の憲法体系論ともいべき視点が示されていることに注目すべきであろう。現在の日本の憲法の教科書・体系書でもこのような鋭い視角を述べるものは多くないように思われる。

また、私自身のややテクニカルな関心からいくつかの論点に目が行く。アメリカでは州と州との間の訴訟は連邦最高裁判所が第1審管轄権を有する。御高著でも、水利権をめぐるそのような州間訴訟

がいくつも引用されている。もちろん最高裁の扱う事件の大半は上告事件であるから、第1審管轄事件はごく少数の例外であるが、それだけにその訴訟手続をめぐって論点がある。本書で取り上げられた諸事件は、その検討のための素材となるかもしれない。

それから、やはり水利権をめぐって締結された州と州との間の協定についても、本書で多くの紹介・分析がなされている。私は以前よりこのような州間協定の憲法上の意義や制約について気になっていた。アメリカの連邦政府は「制限政府」であって、憲法に列挙された権限しか行使できない。連邦議会の制定する法律は、憲法のいずれかの条文を根拠にしなければならない。では、法律と同じように連邦議会の同意を要する州間協定は、このような制限に服するのであろうか。憲法は州間協定に内容的限定を加えているのであろうか。この点でも、本書の分析対象となった州間協定は重要な示唆を与えてくれるかもしれない。

(5) 御高著には、「この問題については別稿に譲る」という趣旨の記述が随所に見られる。先生御存命であればこれらの残された問題を次々に解明されていったことであろう。それが果たされず先生も心残りであられたかもしれないし、私も残念である。しかしながら、多くの箇所でのこのように課題の所在を指摘して下さったことで、学界としてこれから取り組むべき論点が浮かび上がったのであり、今後多くの後進が松本先生の示された道筋を手がかりとして研究を進めるであろう。

以上、はなはだ簡略ながら松本充郎先生の御高著を拝読しての感想文を記させていただいた。今さらながらの思いであるが、御高著を通読して、私自身ももっともっと勉強して松本先生の御高見を仰いでおきたかった論点が数多く現れた。今後、日本の公法学において、先生の御業績をさらに発展させる多くの研究がなされるであろう。このことを申し添えて、追悼文を結ばせていただきたい。

(2021年10月31日)

長谷川佳彦 (大阪大学大学院法学研究科准教授)

松本充郎先生が大阪大学に着任されたのは2012年4月であったが、私が同年8月から約2年間ドイツに在外研究に行ったこともあって、同じ行政法が専攻であるにもかかわらず、お話しする機会がなかった。初めていろいろとお話しさせていただいたのは、2014年9月のことだったと思う。法学科の行政法の先生方が、私がドイツから帰国した直後に食事会を開いてくださったのであるが、その会に松本先生も参加してくださったのである。その日、松本先生は発熱をされていて、食欲もあまりなかったようであったが、会の終わりまで付き合ってくださいました。「せっかくの機会だから」と優しく言われたのが心に残っており、大変ありがたく思っている。

4年ほど前、オーストリアの研究者による講演の後で懇親会を行ったときに、松本先生と席が隣同士になったことがあった。ご自身は英語が堪能であるにもかかわらず、「ドイツ語はできないけど、参加しちゃいました」と言いつつ、食事を楽しみながら、お互いに研究のことや地方公共団体の審議会のことを話したりした。最後の会計のときに、千円札を出しながら「『一千万円〜』って言うと子どもが喜ぶんですよ」とおっしゃっていたのをよく覚えている。私は気の利いた返しができなかったのであるが、いま思い返しても微笑ましく感じてしまう。

松本先生とは、法学部教務委員会でもご一緒させていただいた。私が教務委員になったのは2016年4月であるが、松本先生はそれ以前から教務委員を務められていて、委員会において積極的に発言さ

れる姿が印象に残っている。私が発言する際にもよく見てくださっていて、上記の懇親会の折に「長谷川さんはよく考えて慎重に発言されますね」と言われたのがうれしかった。2019年7月頃から松本先生は教務委員会を外れることになったが、その後も、松本先生がいたらどのような発言をされただろうかと考えたものである。

松本先生が亡くなられてもう1年以上経つが、もっといろいろとお話しすればよかったと後悔してしまう。亡くなる直前まで『阪大法学』に掲載する論文の校正のやり取りをするなど、研究に力を注がれていたと聞いたとき、自分が同じ状況に置かれても決してそのようなことはできないと感じた。私も自分にできる研究を着実に積み重ねていきたいと思う。改めて松本先生のご冥福をお祈りしたい。

(2021年10月29日)

Daniel Farber

Sho Sato Professor of Law

Faculty Director, Center for Law, Energy, and Environment

University of California, Berkeley

I was deeply saddened to hear of the death of Professor Mitsuo Matsumoto. His passing is a great loss to everyone who knew him and to the international scholarly community. I first met Professor Matsumoto during a visit to Tokyo. I remember this meeting very clearly because of the impression that he made on me. I was immediately struck by his modesty, intelligence, and kind attitude. Over tea, we had a wonderful conversation about areas of common interest, including the laws relating to natural disasters. We also discussed his broad interests in environmental law.

In 2010-2011, it was a pleasure to welcome him to Berkeley Law School as a visiting scholar, where he made a similar impression on everyone who met him. He made a great contribution to our scholarly discussions at Berkeley. Fortunately, I also had later meetings with him in Berkeley and at conferences to continue our discussions after his time as a visiting scholar. I had hoped to see and learn from him again at a recent conference about climate policy in East Asia, but sadly his health did not allow him to attend.

Professor Matsumoto's contributions to scholarship were wide-ranging. One of his focuses was governance and protection of forests, an especially important today because of the relationships between forests, climate change, and ecology. He took a position of international leadership on this issue. Governance of water resources was another of his abiding interests, a topic that is important both human needs and ecology. In his work on forestry and on water law, he was guided by the insight that "it is possible to clarify which parts of the environment must be preserved by undertaking to preserve the environment from the perspective of living things with a close connection to human life." It is our connection with nature that he felt the law should build on.

As I learned from our first meeting in Tokyo, he was also a pioneer in the study of disaster law in Japan. As all of us know today, this is a topic of the greatest public importance. Because of climate change, learning how the legal system can cope with disasters will become even more important, something Professor Matsumoto well understood.

Professor Matsumoto also had a position of leadership in water law. I was struck by his statement

that “Japan’s water law has come to play a role in both the fair and efficient distribution of water resources (irrigation) and countermeasures to prevent flooding leading to water damage (flood control). However, it has taken the last 30 to 40 years for discussion to begin in earnest about how to integrate environmental preservation (other than the issue of water pollution) and the irrigation and flood control systems.” He was too modest to explain his important role in leading that discussion.

One of Professor Masumoto’s important insights was that the health of the environment is indicated by species that we are capable of having a connection to as human beings. As he said, “if we are speaking of the environment in terms of issues related to water, I tend to think of aquatic creatures such as sweetfish and salmon (which have a close connection to humans and can only survive if the relationship between forest, river, and sea is healthy) and their living environment.” He realized that the ability of these fish to thrive is Nature’s way of telling us the health of the entire ecosystem. This is a powerful insight that I have tried to learn from.

I regret that I could not participate personally in the memorial event to remember Professor Matsumoto. He will be very much missed, not only in Japan, but here in Berkeley and around the world. I must express my condolences to his family, friends, and all of those who had the opportunity to learn from his teachings and his example. I appreciate this opportunity to honor this great member of our profession.

(October 22, 2020)

Antonio (Tony) Rossmann

Retired Principal Attorney at Law, Rossmann and Moore

San Francisco and Berkeley, CA

and Retired Adjunct Professor, Berkeley School of Law, University of California

And his FAMILY!

Good Afternoon and thank you for hosting this special recognition ceremony for Mitsuo Matsumoto. As everyone present is aware, Mitsuo was an exceptional person who left us way too early. And yet he gave the world around him so much with his knowledge, intellectual curiosity, enthusiasm and kindness in his short years.

I met Mitsuo over 10 years ago when he came as a visiting professor to Boalt Hall (now UC Berkeley School of Law) for a year. He sat in on my Water Law class. While Mitsuo was quite fluent, it helped that I had spent time in Tokyo in both military service (1960’s) and as a Fulbright Scholar (mid-1980’s). We immediately became friends and we shared our families over the course of his time in Berkeley. It was just Mitsuo, Masami, and Jin at that time, but we soon enjoyed meeting Bun when visiting Japan in 2016!

Over these last years, Mitsuo has always checked in when he was heading our way and we usually got together professionally to discuss the latest groundwater regulations in the West, or updates on the current private cases in my practice. It was a “give and take,” as we say. While he

inquired about issues in CA water law, I always benefited by learning the latest water law practices in Japan. He was generous with his time, and often came to speak at either my water or land use classes as well.

Mitsuo often stayed at our home when he could. He became a beloved visitor for my daughters, and he proudly regaled us with stories and photos of family activities and trips. He was so proud of Masami's, Jin's and Bun's achievements. He taught us to never immediately pour boiling water over our tea but to be patient and wait a moment in making our morning cups – not to mention always bearing gifts for all. Our daughters love his visits!

I suffered a stroke three years ago while in Vermont to teach a summer law school class. Mitsuo was one of the first to learn around my health and called to support my wife, Kathy. He offered to come to Boston to visit me, if that would be helpful. The stroke caused the closure of my law practice and the end of my teaching, but Mitsuo continued to always stay in touch.

Needless to say, we were completely shaken when Mitsuo wrote with the news of his illness. We had the fortune of skyping with him one last time before he passed – a gift to us. Even though unwell, he was as thoughtful as ever. The world has lost a brilliant soul, a kind spouse, a dedicated father – and we have lost a wonderful friend. We will miss him dearly.

Our home will always be open to Masami, Jin and Bun when they come to the US. We welcome the opportunity to watch Mitsuo's spirit carry forward through them!

(August 24, 2020)

お別れの言葉

陳春生（台北大学名誉教授）
杜怡静（台北大学法学院院長）
高仁川（台北大学助教授）
張惠東（台北大学助授）
侯岳宏（台北大学教授）
程明修（東呉大学教授）

松本先生、謹んでご逝去を悼み、生前の温かいご指導に対し、あらためてお礼申し上げます。

先生のお力添えをいただきまして程明修、張惠東、高仁川が高知大学主催の国際研究プロジェクトに参加することができ、大いに勉強することができました。

また、先生の御取り計らいで、台北大学法学部の教師と学生が大阪大学を訪問する機会を設けていただき、互いに交流することができるようになりました。

この訪問を機に、個人レベルでの細々とした交流から、大阪大学と台北大学との間で大学間ないし学部間の交流という大きな枠組みに発展させることができました。昨年、大学間の交流協定を締結できましたので、これから本格的に交流を図ろうとした計画しておりました。今後もこの枠組みを有効に活用していきたいと考えております。

突然ご逝去のお知らせを受け驚くと共に、お元気だったころの笑い声やご指導いただいた際の愛情に満ちた声を思い出しております。まだまだご指導を仰ぎたいことがたくさんありましたので、こん

なにも早くお別れしなければならぬのが残念でなりません。

最後となりますが、台北大学法学部を代表し、松本先生へ謹んで哀悼の意を捧げるとともに、ご生前の業績に心より敬意を表しまして、お別れの言葉とさせていただきます。

(2020年8月24日)

松本先生に教えていただいたこと

河尻京子（大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程）

大学院で新しい挑戦をし続けてこられたのは、松本先生の暖かいご指導のおかげです。私は、子どもが中学校に入学したと同時に大学院に進学しました。子育ての中で授業や研究の時間を見つけるのに苦労しながらの大学院生生活は、とても新鮮で刺激的なものでした。修士2年になり、松本先生に副指導教官をお願いしました。私が修士論文で扱った研究テーマは、その当時まだ新しい分野であったため、先行研究を集めるのに苦労し、論文が書き上げられるか途中までとても不安でした。そんな時、「河尻さんの研究テーマはまだ新しい分野だから論文として書くのは少し難しいけれど、やりたいことをやるのがやっぱり一番だと思いますよ。」と、修士論文が行き詰まって研究テーマを変えようか悩んでいた私の背中を押してくださった松本先生の言葉が今も励みになっています。

教材の入ったエコバッグ、マイカップ、そして、小さなデジタル置き時計の3点セットを必ず持って、松本先生は授業に来られました。大学院の環境法と国際環境法の授業は、履修している生徒は多くありませんでしたが、年齢も国籍も専門も多様で、私もとても居心地が良かったクラスの一つでした。松本先生は英語がとても堪能だったこともあり、授業では日本語と英語が行き交い、先生からだけではなく多様なバックグラウンドを持つ他の学生の皆さんからも、多くを学ぶことができました。博士後期課程に進学してからは、TAとしても松本先生のお世話になり、先生の学部や大学院の授業を受けさせていただきました。そこで新しいことをさらに学ぶことができただけでなく、先生の研究室に授業の資料を持っていった際には、私の研究の方向性や、初めての論文投稿、学会での初めての論文発表に対するアドバイスをいただくことができました。先生の授業のTAをいくつも担当するのは少し大変でしたが、その機会がなければ、論文投稿や学会発表もできていなかったのではないかと思います。

ある時、TAの仕事が終わり授業の資料を持って松本先生の研究室に行くと、法学部の入試パンフレットに掲載予定の、先生の写真と紹介文を見せてくださいました。指導する意欲に満ちた先生の写真に添えられた紹介文は、地球環境問題をなんとかしたいという先生の強い思いが伝わってくるものでした。「河尻さん、紹介文こんな風を書いてみたんですよ。これを読んで関心を持ってくれた学生がうちのゼミに来てくれないかなあ。来てくれたら嬉しいんですけどね。」と少し照れながらも嬉しそうに話されていたのが、ほんのつい最近ことのように思い出されます。

COVID19で海外から帰国の目処がたたない中、私は先生の訃報を聞きました。昨年[2019年]秋に一時帰国した時、病院に一度お見舞いに行かせていただきました。だいぶお痩せになっておられたものの、いつものように修論に取り組んでいるゼミの学生さんのことを気にかけて、ご自分の研究のことを熱く語り、論文執筆に邁進される先生の姿に少し安堵したのを覚えています。未だに信じられません。帰国して大学の先生の研究室を尋ねたら、窓際の机に向かって座っている先生が振り返って、「どうぞ。」と迎え入れてくれるのではないかとまだ思っています。

自分の関心のあることを理解し応援してくださる先生に巡り会えて本当に幸せでした。まだまだ先生からたくさん学びたかったです。本当にありがとうございました。心からのご冥福をお祈り申し上げます。

(2020年8月7日)

お世話になった先生へー松本先生との思い出ー

Wei Liangshan (大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程)

私は環境法を勉強するために、松本先生の学生として、4年前[2016年]の10月に中国から大阪大学にやって来ました。日本に来たばかりの頃は、自分の日本語能力が低く、生活や勉強に多くの問題をもたらしました。松本先生は私にいつも英語で話しかけてくださり、とても助かったことを覚えています。先生の励ましとサポートのおかげで、異国での最初の適応期を乗り切ることができたと思います。私が自分の国を離れたのはこのときが初めてで、日本の文化や生活の違いは大きな衝撃でした。

いま松本先生へのメッセージを書きながら、当時のことを思い出しています。私が来日してまだ1週間ほどしか経っていない頃、私は日本人が畳の上で寝ることは知っていましたが、部屋に洋式と和式の違いがあることは知りませんでした。私が借りていた部屋は洋室だったので、その一週間は床の上で寝て過ごすことになりました。それを知った松本先生は、私のことを心配しベッドを買うのを手伝ってくださいました。ささやかなことですが、今思えば、とても温かい気持ちになります。

2019年度の学期末、松本先生は最後の1ヶ月間の授業を突然終了すると告げられ、入院されることになりました。私が病院へ先生のお見舞いに行ったときは、先生は昔の同級生とお話しておられたのですが、その時の先生は非常に疲れた様子で、前に比べて弱々しい様子であることに気付きました。とても心配になりましたが、私は先生に「お大事に」としか言うことができませんでした。

その後、先生が退院されて自宅で療養しておられると聞き、もうしばらくしたら先生はきっと回復されるにちがいないと思っていました。数ヶ月前に、他の松本先生の学生達と一緒にご自宅を訪れたとき、先生は前よりも気力をお持ちであると感じました。先生は、研究資料を整理して本を書く準備をしていると、私たちに説明してくださいました。そして、私たちには、自分の研究をたくさんするようにと励ましてくださいました。その時、私は先生が一日も早く回復されることを願い、近いうちに学校に戻ってきて指導してくださることを祈っていましたが、この別れが永遠になるとは誰も知りませんでした。

私は、松本先生のご指導のもとでともに学べたことを、とても幸せに思います。本当にありがとうございました。心から哀悼の意を表しますとともに、安らかにご永眠されますようお祈りいたします。

(2020年8月11日)

島本奈央 (大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程)

松本充郎先生、謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、先生との思い出を書かせて頂き追悼とさせていただきます。

松本先生とのかかわりは、私の修士論文口頭試問時の審査員のおひとりとして、論文審査をして頂

いたことから始まりました。先生から修士論文口頭試問で頂いたコメントは今も大切に保管し折に触れて読み返しております。その後、2019年春～夏学期のOSIPP科目「環境法」、共通教育科目「法の世界」の先生のティーチング・アシスタントとして従事させて頂いたことをきっかけに、松本先生と研究のお話をする機会が増えました。授業後、共通教育棟から先生の研究室がある豊中総合学館に向かって歩く中、私が拙い感想や質問を述べても、先生はいつも楽しそうに答えてくださり、そのまま自身の研究の相談にのって頂いてもいました。特に2019年の確か6月頃に北海道にアイヌ関連の調査に行かれた折には、FPICについてなど先住民族研究に関してお会いするたびにお話しして下さったことは、後になって思い返しても本当にかげがえのない時間でした。追悼集会にて再認識しましたが、松本先生は現場に赴き関係者の方々の声を大事にされることを徹底されていたように感じます。先生のこうした姿勢を忘れない研究者として精進していきたいです。

松本先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

(2021年3月31日)

松本充郎先生との思い出

李明芝 (Ming-Chih Lee) (大阪大学大学院法学研究科博士)

私は台湾から2015年日本に留学し、2016年に大阪大学大学院法学研究科の研究生となり、2017年に同研究科の博士後期課程に入学しました。初めて松本先生のご講義を拝聴したのはOSSIPの国際環境法の授業でした。クラスには留学生が多かったのですが、松本先生はとても親切で、日本語に苦労している私たちの理解しづらい報告や質問もフォローしてくださいました。授業後の飲み会にも、同じく日本に留学していた夫も誘ってくださって、台湾の法律や法制史等、幅広い領域に興味津々のご様子で、いつも笑顔で私たちに声をかけてくださいました。その後、国際シンポジウムや台湾の先生方との交流会では、何回も先生にお目にかかりましたが、かわらずご活躍のご様子でしたので、まさか病身だったとは思ってもいませんでした。2019年12月に先生の病気を知り、当時、阪大を訪問していた台湾の先生(松本先生の友人)から、先生は自宅で療養なさるそうかどうかがありました。翌年の2020年3月の環境法関係の研究会に、松本先生も参加して下さって、ちょっと心配な様子にお見受けしましたが、先生方の講演を真剣に聞いておられ、目をきらきらと輝かせて質問や議論に応じているご様子は、「さすが松本先生！」と思いました。会が終わる少し前に、お疲れになったのか、先にお帰りになろうとされていました。私は「先生とお話ししなければならぬ」と思い、研究会が終わっていないにもかかわらず、先生の後を追いかけて、先生に「大丈夫ですか」と声をかけました。先生は相変わらず笑顔でしたが、それが先生との最後の会話になるとは当時の私には知る由もありませんでした。

2020年6月に台湾に帰りましたが、その後、先生のご逝去を知り、とても悲しく思いました。先生が最期まで研究に向き合っておられたこと、学生には笑顔で暖かく指導して下さったこと、本当に尊敬しています。一番忘れられないのは、研究会に台湾の客家の花柄のバックを持っていたこと、「台湾が好きだ」と言って下さっていました。直接お話しする機会はなくなりましたが、松本先生には本当にありがとうございますと申し上げたいです。安らかにご永眠されますよう、心よりお祈りいたします。

(2021年10月31日)

高知大学での足跡

飯國芳明（高知大学人文社会科学部）

松本充郎さんが高知大学に着任したのは2004年4月です。彼の着任の1年ほど前から入会の研究プロジェクトを始めていた私たちは、着任から5か月後の9月に松本さんを誘って塩塚高原（徳島県・三好市）のフィールドワークに出かけました。

当時は経済学研究者と法学研究者が一緒になって、入会のあり方について議論をしていました。しかし、経済学研究者がゲーム論でこれを整理しようとするれば、法学研究者は総有や歴史的な背景を重視するといったように両者の隔たりは少なくありませんでした。相互理解が進まなかったわけです。

そこに現れたのが松本さんでした。彼はもともと法哲学を学び、行政法や環境法を学んだだけでなく、新古典派の経済学にも造形が深く、法と経済の議論の仲立ちをしてくれる貴重な存在でした。私たち経済学研究者は彼のように限界やパレート改善などの概念を共有できる法学研究者を待ち望んでいたのです。両分野の橋渡しができる彼は議論を組み立て、ときに、それぞれの分野のジャーゴンを理解し通訳をする役割を負ってくれました。さらに、草地生態学者の高橋佳孝さんや鮎の生態研究者の高橋勇夫さんらとも難なく連携し、松本さんが編者となった著書「変容するコモンズ」（2012、ナカニシヤ出版）の出版を実現させました。松本さんの学問分野を超えた力量がなければこの出版はなかったと思います。

このコモンズ研究の結論のひとつは、日本の自然資源の管理が過剰利用から過少利用へとフェースを移行させつつあるというものでした。この認識は私たちを次の共同研究のテーマへと導きました。土地所有者不明問題です。土地の経済的な価値が著しく低下すると、利用が滞り相続登記をせず相続権者が多数に膨らんでしまう。その結果、所有者が不明になったり、土地の利用についての合意が得られなくなる事態が発生します。日本でこの種の問題が最も早く観察されたのは、中山間地域でした。私たちはその問題を高知県の中山間地域で捉えて、ここでも法学と経済学の両面から接近しようとしたのです。

この研究会では、研究の射程を東アジアにまで広げました。その際、松本さんの台湾でのネットワークは再び研究の推進力となり、程 明修先生（東呉大学）、高仁川先生及び張 惠東先生（台北大学）、呉宗謀先生（中央研究院）といった台湾の先生たちの参画を得て、マレーシアやフィリピンの研究者を含めた国際的な研究を展開できました。この研究では、彼の国境を越えたコミュニケーション能力がいかに発揮され、松本さんが編者のひとりとなった「土地所有権の空洞化」（2018、ナカニシヤ出版）の公刊へと繋がりました。

高知大学に着任する前の松本さんの研究スタイルに、フィールドワークがどの程度あったかはよくわかりません。エビデンスは裁判所に提出されるべきものという認識を着任早々に聞いた気がします。しかし、その後は塩塚高原を始め高知県内各地のフィールドや台湾調査、さらには、植林活動などのボランティア活動もともにするようになりました。フィールド調査での松本さんの集中力は高く、乗り出すようにして繰り返す質問が途切れなかったのを覚えています。他方、ボランティア活動ではその場を楽しみ、笑いの種は決して見逃さない才能も持ち合わせていました。

松本さんの学際的で国際的な研究方法でフィールドに臨むスタイルは私たちの共同研究の幅を大きく広げ、それは2つの書籍として結実しました。同時に、共同研究者の意識にもそうした視点の重要性を深く刻印してくれました。松本さんに、心からの感謝の意を表するとともに、これからの研究の展開

も見守り続けてほしいと思っています。

(2021年11月4日)

緒方賢一（高知大学教育研究部人文社会科学系教授）

松本充郎先生との思い出はつきないが、追悼文を書くにあたって思い浮かぶのは、出会ったばかりの若い頃のことばかりである（以後、いつも会話していたときと同じく、松本さん、とします）。

松本さんと初めて目が合った時のことは、いまでも鮮明に覚えている。松本さんと私は、2004年に高知大学に同期採用されたが、その採用面接に向かう空港連絡バスの中だった。バスに乗り込んだ時、後ろの席に座っていた同年代の男性が、あの「ニコッ」という感じの笑顔で（この感じは、松本さんをご存じの方ならどなたにも分かっていたかと思う）まっすぐこちらを見て、なぜが頷いた。それが私の記憶している最初の松本さんである。後年、このときのことを松本さんに話したら、松本さんもしっかりと覚えていて、その通りと言ってくれた。その時点で私のことを知っていたわけではなかったが、同じ日にもう一人面接があるということを知っていて、「たぶんこの人だろう」と思ったとのことであった。こちらはそんなことは聞いていなかったから、何で笑顔？と思ったが、なかなか味わい深いファーストコンタクトだった。

我々が着任した2004年は、高知にとっては記録的な台風の当たり年で、5つの台風が県内に上陸した。南国の台風は、それは強烈で、いまでも風速45メートルといった数字は日常的なものに感じられるが、大学内の椰子の木が風にあおられて大揺れに揺れているのを見るたびに、大変なところに来たものだと思っていた。いくつ目だったかは覚えていないが、台風の影響でキャンパス北側の一帯が停電したことがあった。夜の11時頃だったか、突然松本さんから電話があって、停電で何もできないからそっちへ行っていいかということだった。やがて私が住んでいた大学南側のアパートまで、雨ガッパを着て自転車できてくれた。私はビールを、松本さんはアルコールがダメなので麦茶かなにかを飲みながら、明け方近くまでとりとめのない話をした。まるで学生時代に戻ったような感じだった。学生時代を一緒に過ごしたわけではないけれど、ニアミスというか、松本さんは院生時代に早稲田にも来ていたそうで、同時期に同じ建物内で学んでいたということが、後に分かった。そういうこともあってからかもしれないが、いまでは実際よりもずっと前から知り合いだったような気がしている。松本さんには、この人と長年の親友であつたらうれしいと思わせるような、そういう人を惹きつける力があつた。

着任当時、松本さんも私も、ほかに行くところもないのでいつも研究室にいて、お互いの研究室を行き来していた。松本さんの研究室は2階、私は3階であつたが、特に用事がなくてもなんだかんだと階段を下りたり上ったりしていた。当時も今も、遅くまで研究室に残る教員は少なく、夜になると廊下は真っ暗だった。私は、南門が閉まる午後10時前に帰ることにしていたが、帰る時に自転車置き場から松本研究室を見上げると、必ず灯りがついていて、1つだけぼつんと明るい研究室を見るたびに、仕事（研究）が好きな人だなあと思ったものだった。ときには徹夜することもあつたようで、研究室に毛布がおかれていたのを覚えている。30歳を過ぎての遅い研究職への就職だったので、周りに追いつくということがあつたと思う。少し根を詰めすぎた感があつたが、それが松本さんらしくもあつた。もう少しゆっくり仕事をしていたら、身体の不調に気づいて早く治療を始められたかもしれないという思いがある一方で、それが松本さんの仕事への向き合い方、生き方そのものだったのだから、短くとも充実した時間を持ってよかったのではないかと、とも思えてしまう。どちらがよかったのか、この

ことについてはなかなか答えを出せそうにない。

ご結婚されるまで松本さんが住んでいたこぢんまりとしたマンションの脇には、鏡川から引いたきれいな用水が流れていた。初夏になるとホテルが出ると教えてくれて、一緒に観たことがあった。なんということもない住宅街の中を、小さな光が明滅しながらゆらりゆらりゆきかうさまは、日常の中の非日常といった趣があって、不思議に安らいだ気分になれた。当時は仕事ばかりの日常だったので、ゆったりとしたひとときはほんとうに貴重なものだった。

松本さんとの思い出はまだまだたくさんあるが、冒頭に述べたように、文章にしようとして出てくるのは、出会った頃のことばかりになってしまう。お読みいただいた方にはとりとめのない昔話ばかりで恐縮だが、20年近くも前のことを覚えていられるのは幸せなことで、そういう思い出を残してくれた松本さんに、改めて感謝を申し上げたい。私にとって、かけがえのない若手研究者の日々になりました。松本さんもそう思ってくれているのなら、こんなにうれしいことはありません。

(2021年10月31日)

堀井智明 (立正大学法学部教授)

私が松本先生と初めてお会いしたのは、2005年の4月、私が高知大学に着任したときでした。見知らぬ土地で心細かったところ、松本さんから高知大学のこと、人文学部のこと、高知の街のことなど、いろいろ親切に教えていただきました。研究室も近かったので、仕事の息抜きに研究室や談話室でよく話をしました。大学教育の話、学内業務の話といった仕事関連の話から、野球の話、相撲の話、小説の話(共に山崎豊子の小説のファンでした)等々、趣味の話に至るまでいろいろ話しましたが、やはり何とんでも、研究の話をしているときの松本さんの生き生きとした表情が今でも強く印象に残っています。河川をはじめとした自然環境を対象とし、法律学のみならず、広く他分野の研究にも関心を巡らせ、まさに縦横無尽、スケールの大きな研究にいつも新鮮さを感じながら、お話を聞いておりました。内容がより専門的なところに入り込むと、ときどき理解が追い付かないこともありましたが、それでも嬉々として話す松本さんの様子を見ていると、こちらまで楽しくなってきたものです。

結婚し、ご家庭を持たれてからは、同僚の緒方先生のご一家、そして私ども夫婦とも家族ぐるみのお付き合いをさせていただきました。とりわけ思い出に残っているのは、高知の山中の農家民宿に行った時のことと、大阪の新居にお招きいただいた時のことです。ご多忙の中にあってもいつも心配りが行き届いていて、また、関西の人らしくユーモアを忘れない座持ちのうまさで、とても楽しいひと時でした。大阪のお宅を辞去する際、再会を約したものの、もはやそれが叶わないこととなり、本当に寂しい限りです。しかし、これからも松本さんの奥様、お子様方、そして松本さんを知る方々との語らいの中で、松本さんとの再会を果たしたいと願っています。彼のことで、また我々の語らいの輪の中にひょっこり参加して、話し足りなかった研究の話の続きなど、聞かせてくれるような気がしています。それを楽しみにしています。

(2021年10月30日)

カリフォルニア州と松本充郎先生

辻雄一郎（明治大学法学部）

松本充郎先生と私は、交告尚史先生のご紹介を通じてお会いすることになった。当時、私は、カリフォルニア州から帰国後、駿河台大学法学部に移ったばかりだったと思う。2009年1月に、タイランドの裁判官、そして、カリフォルニア州から Daniel A. Farber 先生が来日され、東京で最高裁判所や各大学をまわって講演された。来日の際、帝国ホテルの一階のロビーにある喫茶店で、Farber 先生と松本先生がお二人で研究についてお話しされた。ここが Farber 先生と松本先生のご縁を結んだ場所であろう。アメリカでの研究の基本的な考え方を得て、カリフォルニア州に行くことを構想されたのだと思う。

Farber 先生は Sho Sato Professor のタイトルを有している。これはカリフォルニア大学バークレーロースクールで初めて日本人として Water Law の教授となった Sho Sato 先生の名をタイトルにしたものである。松本先生が Water Law を専門にされたことは強い縁を感じさせる。

松本先生はバークレーで研究することを決め、2010年2月に、先生から御礼のメールが届いた。3月18日から22日まで高知から関西に移られるという。3月23日に出国されて、El Cerrito で住居を構えられたそうである。ご家族と一緒にアメリカでの生活は当初、大変だっただろうと想像する。3月末に Farber 先生に、そして、客員研究者のプログラム責任者にご挨拶され、Calnet の ID (学内での ID) の発行を待っておられた。この ID で図書館の書籍や電子ジャーナルにアクセスすることができるようになる、と楽しみにしておられた。

バークレー滞在の間に、松本先生は、私と共通の友人になる台北大学の高仁川先生と出会った。彼と松本先生は同じ世代で、子どもの年齢も近いらしく、友情をはぐくまれた。生活が落ち着くとバークレーで Water Law の研究をさらに深められ、Antonio Rossmann 先生と強い関係を構築されたのだろう。

松本先生から2012年2月にご連絡を頂戴し、高知大学から大阪大学院国際公共政策研究科に異動されることを教えていただいた。ほぼ同じ時期に、私も駿河台大学から筑波大学人文社会系に異動することになった。

2015年3月に大阪大学にて、プロジェクト・タイガーで「環境問題と市民参加に関する国際ワークショップ」の「エネルギー、化学物質、水管理政策における市民参加型の意思決定手法に関する国際比較の政策形成と市民参加」の第1セッション「政策形成と市民参加」で Farber 先生が「アメリカ法における科学に基づく政策による市民参加」で、第4セッション「水管理」に Rossmann 先生が「カリフォルニア大旱魃における市民参加」で登壇された。Rossmann 先生と一緒に第4セッションで松本先生は「日本の水分野におけるサステイナブル・ガバナンスにむけた法改革-地方自治と市民参加への道のり-」で報告された。このお二人の来日は松本先生のご尽力によるものであろう。この時は大変、お忙しいようで、松本先生とお話しする機会は先延ばしになった。報告後、Rossmann 先生と Farber 先生と一緒に京都あたりを回られたのだろう。

カリフォルニア州は、他州に先駆けて環境に関する規制に率先して取り組んでおり、他州が追随している。大気浄化法では、カリフォルニア州は連邦の規制の適用が除外され、先駆的な取り組みを続けてきた。カリフォルニア州に続く州が多くなればなるほど、規制を緩和しようとする連邦政府からカリフォルニア州は目の敵にされる。カリフォルニア州に注目された松本先生は、とりわけ Water Law をめぐる訴訟のスタンディング、そして、対話を促し、政策が形成される場所として行政訴訟や民事訴訟

の可能性を研究されていたのだと推察する。

2018年11月に高仁川先生のいる台北大学で国際会議に招聘されることになった。台湾に来て、松本先生がご欠席されたということを知った。高仁川先生が、ご欠席を残念にしていたことを思い出す。

2019年9月に、アメリカ環境法に関する出版企画があり、ぜひとも松本先生にご参加いただきたくお声がけをしたところ、7月4日に入院されたこと、そして、治療に専念しなければならないことを伺った。この企画に是非ご参加いただきたかった。当面は御自身の研究に専念され、治療が一段落すれば、仕事にご復帰されるという力強いメッセージを受け取った。

自分のメモを見るに、原稿の期限を守らない方もおられるのだから、私は、松本先生になんとかご参加していただきたいと考えていたようである。高仁川先生が大阪に来て松本先生のお見舞いに行かれたときは、すぐに元気に回復されると思っていた。

『日米の流域管理法制における持続可能性への挑戦—日米水法の比較法的研究』が刊行され、先生の周囲の方々にさらに知るにつれ、ひとえに先生の研究に対する真摯な姿勢とご人徳を感じている。

(2021年10月28日)

古井戸宏通（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

筆者は法律の専門ではなく、森林関係の人間です。松本充郎先生とは、分野横断的な共同研究（科研）を通じて大変お世話になりました。応募前から関係者でメーリングリストを作って情報交換をしていて、応募書類のたたき台の作成を担当していたときのことです。万全の準備でことに当たったつもりでしたが、不採択となりました。その反省会で、松本先生には、非常に率直で厳しいご意見をいただきました。異分野の人間が下書きを作った書類について、厳しいことを仰る方はなかなかおられませんので驚きましたが、真に正鵠を射たご意見でした。おかげで、反省すべき点が明確となり、その点を補うべく1年間準備を積み重ね、翌年の再チャレンジで採択に到ることができました。

共同研究では、主として水法関係を担当されたのですが、森林法制についても、実は大変造詣が深い上、2013年の北米調査では、貴重なお時間を割いて、流域や森林の管理について、かなり深度の高いヒアリングをして下さり、その情報をすぐに現地でもまとめて旅先からお送り下さいました。それまで北米の森林政策分野の専門家による先行研究はあったのですが、そこから一歩も二歩も踏み込んだ内容でした。これだけの深度をもつヒアリングは、先生の語学能力もさることながら、相当の準備と調査先との事前のやりとりがなければ難しく、才能のある方ほど努力するという言葉はまさしく松本先生のためであると、今なお痛感している次第です。

その他、日常におけるメーリングリストでのやりとりを振り返ると、今拝見しても勉強になることが大変多く、たとえば、昨今、生産性至上的な機械化林業が政策的に推進され、この方向性への対抗として農家林家の「自伐」による小規模林業が提唱されており、森林政策の専門家としてはどうスタンスを採るべきかが問われているのですが、あたかもこの議論を予言したかのような鋭く説得的なコメントを2018年11月のメールのなかで頂いていました。おそらく、先生の内外でのご経験や、構築された研究者ネットワーク、さらには環境法学などの分野で追究された学理などから先生のコメントは構成されていたのでしょう。端的で、要点を外さず、現場を見ている私どもの感覚と違わないのが先生のコメントの驚くべきところです。

当時、こうした卓見に接しながら、十分咀嚼できなかつた非才を改めて感じると同時に、今になって

このように気づきを与えていただいているということ、そのことへの御礼を、いまや直接申し上げられないことを本当に残念に思います。

お会いしているときはいつも明るく飄々とされていて、法律について素人の私でもわかるようなご教示をしばしばいただきました。森林についても、私どもの分野でいまでは常識となっている文献の少なからぬ部分は、松本先生から最初に教えていただいたものが非常に多く、おそらく「お前はこんな基本文献も知らないのか」と言われても仕方がないような場合がありました。そんな場合であっても、先生は、つねに笑顔で教えて下さり、単に年齢が上というだけなのに変わらぬ敬意で接して下さいました。

一度、こんな先生のご厚意に思い切り甘えて、ご迷惑をおかけしたことがあります。私どもの関係する学術誌『林業経済』で、コモンズ関係の研究書の書評企画で執筆者の交渉がうまくゆかないうちに、同じグループから2冊目の本が出版されたことがありました。2冊の内容は関連しているので、最初の本の書評を放置して2冊目だけ書評を掲載してよいものか、大変悩みました。できれば2冊まとめて書評して下さい方がいらっしゃらないかということになりました。相当の難題だったのですが、これをお引き受け下さったのが松本先生でした。刷り上がり8頁に及ぶ大著の書評で、コモンズ論のおもしろさと陥穽とを、2冊の著作へのリスペクトを保ちつつ、余すことなく評していただきました。お書きになっている途中で「どこまで書いてよいか」とのお気遣いがあり、「ご自由にお書き下さい」とご返信したのは懐かしい思い出です。業績目録では「書評」として分類されると思いますが、これは間違いなく論文と言って良いと思っていますところでは。

(DOI : https://doi.org/10.19013/rinrin.67.3_18)

さて、ご本人が病魔に冒される前だと思うのですが、ご親族がかなり体調を崩されたことがありました。そのときにいただいた先生のメールの掉尾にこうありました。

「研究関連のメールを頂けること自体は、気分転換になり非常に嬉しいので(中略)、是非、変わらずご指導頂けますと幸甚です。もし、反応が悪い場合には、状況をお察しただけですと幸甚です。」

この一文に、松本先生のお人柄と知性とは凝縮されているように思います。

天国でも、きっと休むことなく高みを目指してきざはしを上っていらっしゃることでしょう。そんな先生にも、ときどきはぜひお休みいただき、その分は、この世に残されている私のような者が、先生の著作や、いただいたメールの数々を拳々服膺しつつ、先生のご恩に報いるべく、ご遺志の一部でも引き継いでゆければと念じるばかりです。本当にありがとうございました。

(2021年11月2日)

漁業法政策をめぐる松本先生との共同研究

児矢野マリ (北海道大学大学院法学研究科教授)

松本先生のご逝去は、とても悲しく、そして残念でならない。松本先生は、小職代表の3つの科学研究費による共同研究にご参加下さり、1つは最終成果のとりまとめ中、残りの2つはまさにこれからという段階にあった。いずれの共同研究においても、松本先生は中心メンバーとしてご活躍され、またされることになっており、他のメンバーも小職も、松本先生から大きな研究上の刺激を受け、そして研究の展開をととても楽しみにしていた。以下では、この3つの共同研究を軸に松本先生との交流について記し、松本先生が晩年、将来に向けてどのような研究に携わろうとされていたかについてご紹介

することを通じて、松本先生のご冥福を心よりお祈り申し上げたい。

松本先生については、小職はずっと前よりコモンズに関する優れた研究者として存じ上げていたが、初めて直接ご挨拶をしたのは、2017年6月に開催された環境法政策学会の分科会であったと思う。国際法を専攻する小職は、当時、前述した科研のうち1つめの研究課題（「グローバル化時代における海洋生物資源法の再構築—国際・国内法政策の連関の視点から」、基盤B、2016年度～2021年度まで延長）に取り組んでいた。この研究は、海洋先進国かつ漁業・魚食大国の日本に焦点を当て、海洋生物資源の利用と保存に関する国際・国内法制度間の相互作用について、法学と政治学が協働して実証分析を行い、その全体像、特徴と課題を明らかにして将来への示唆を得るというもので、問題意識を共有する国際法、国内法、行政学、国際政治学の研究者による学際的研究であった。日本では漁業関連法の研究に携わる国内法研究者が極めて少ない中で、松本先生の存在は綺羅星のように思われた。分科会で松本先生の鋭いコメントを拝聴して、何とか本研究にご参加頂けないかと思い、その後、神戸大学の島村健先生にご同行頂いて大阪大学の松本先生の研究室をお願いに伺った。松本先生はご快諾下さり、さらに、さまざまな話題で議論が盛り上がり、期せずしてとても楽しいひと時となった。その時の松本先生のニコニコした笑顔は、今でも私の脳裏に鮮やかに蘇る。このようにして、松本先生と私との研究交流が始まった。それは約3年間というとても短いものであったけれども、かけがえのないものであった。

この1つめの研究において、松本先生は、頻繁な研究会合に加え、学会（国際法学会）の分科会における中間成果報告の企画セッション（「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討—国際と国内間の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み—」（札幌、2018年9月））にもコメンテータとしてご登壇下さり、その成果をとりまとめた共著図書（児矢野マリ編『漁業資源管理の法と政策—国際規範をいかに受けとめるか—』、信山社：東京（2019年））にもご執筆下さった。やがて、この共同研究の最終成果は、海外の英語有力雑誌において特集企画（“Japan’s Fisheries Law & Policy in the Context of Global Governance for Sustainable Fisheries”）としてまとめて公刊されることになり、松本先生は、他の国内法の先生方とともにこの企画の中核となる共著論文を書かれることになっていた。天国の松本先生にお許しを頂いて、編集委員会より承認された当時の企画書から、このご論考のタイトルと構想をご紹介させて頂こう。

“Can Fisheries Laws in Japan Contribute to Sustainable Fisheries, Socially Beneficial Allocation and the Protection of the Marine Environment? A Historical Overview of the Current Reform and Prospects for Future Reform”

This article gives an overview of Japan's fisheries legal system and explores how it contributes to achieving three significant objectives, i.e., sustainable resources management, allocation of catches among fishers in a socially desirable way and protection of the marine environment. The article consists of several parts: examining the historical development of Japan's fisheries laws up to the latest amendment; identifying key characteristics of the contemporary fisheries laws; describing critical mechanisms for adjusting conflicting interests in fisheries and consideration of marine environmental protection; describing challenges the current legal systems and their practice face by focusing on tuna fisheries as a case study, and discussing the directions to be taken in the future law reform for achieving the three objectives, particularly by considering the appropriateness of revision of decision-making process of TAC, expansion of output control to more

fish species, strengthening of bycatch regulation, and the introduction of ITQ.

このご論考は、グローバルな視点も踏まえて、改正漁業法も含め日本の国内法制とその実施状況を分析し、課題と将来展望を示すことを通じて、持続可能な日本の漁業の推進に貢献することを狙っていた。日本は漁業に関して世界におけるキープレーヤーであるにもかかわらず、法学研究者による日本の国内の漁業関連法制に関する学術論文が非常に少ないことから、この共著論文の構想は、雑誌の編集委員長からも大変期待されていた。松本先生も大変張り切っておられ、ご論考執筆の準備を進めておられた。けれどもその渦中で松本先生は帰らぬ人となり、メンバーは皆悲嘆にくれた。

2つめの共同研究は、漁業資源の管理をめぐる国際規範の受容に関する国際比較研究である（「グローバル時代における漁業法政策の日韓比較研究—国際規範の受容と伝統的秩序の変動」、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））、2019年度～2023年度）。これは、韓国の水産系研究機関との共同研究であり、国際法・国内法・政治学の研究者による学際的なアプローチに立つものである。そして、1990年代以降の国際法秩序の変動とそれを受けた国際環境の変化に対する日本と韓国間の国内漁業法政策の適応のあり方の違いについて、国際・国内及び法と政治の軸で分析し整理することをめざしている。松本先生は、この研究の構想に最初から深くコミットメントされ、中・長期的にはこの研究がアジア・太平洋の漁業関連分野における社会科学系の研究者による学術交流のプラットフォームの構築に繋がることを、強く期待されていた。ただ、この科研の交付が決定されたのは2019年秋頃であり、韓国訪問を伴う本格的な研究活動に松本先生が参加されることはかなわなかった。この科研は、その後、オンラインを通じて連携先の韓国の研究機関とは定期的に研究会合やセミナーを開催している。いつもニコニコと鋭い指摘をされる松本先生が、そこにおられないのは、とても残念である。

最後の共同研究は、日本にとり重要な溯河性資源であるサケ類の持続可能な資源管理のあり方に関して、国際法、国内法、政治学、水産科学の研究者が集まる文理融合的な学際研究である（「SDGs時代における漁業資源管理の統合的ガバナンス—サケを巡る法政策の国際比較」、基盤B、2020年度～2023年度）。松本先生は、それまでの共同研究の中で折に触れて、森と川と海を繋ぐサケの資源管理に関する日本と北米の比較研究を自身のライフワークにしたい、と仰っていた。その意味で、松本先生はおそらくこの共同研究をとても楽しみにされていたに違いない。この科研の申請調書の作成段階では、松本先生は既に闘病生活に入られていたが、メールを通じて構想の立案に参加された。小職は、将来松本先生とともにこの文理融合的な研究を大きく展開できるよう、深い祈りをこめて申請調書を作成した。昨年4月の交付決定時には、松本先生はことのほか喜ばれ、当時急いでおられた日米流域管理法制に関するご論考の執筆が終わったら、今度は本格的にサケをやりますよ、と嬉しそうに仰っていた。けれども、とても悲しいながらそれはかなわず、松本先生はその数か月後に昇天された。

その後、松本先生が中心メンバーとして参加されるはずであった共同研究は、松本先生の遺志を受け継ぎながら進んでいる。その中の1つ—今年の10月、3つめのサケに関する共同研究のため数人のメンバーが北海道の知床にフィールド調査に赴いた。そして、知床半島の河川におけるサケの溯上や世界遺産地域における資源管理等について、現地の関係者、実務家、科学者等との意見交換を行った。松本先生がその場におられたら、どんなに議論が弾んだだろう、松本先生もさぞかし喜ばれたに違いない、私たちもこの上なく楽しいフィールド調査になったことだろうと、幾度となく思った。

松本先生と小職との交流は、期間こそは短かったし、本格的な共同研究も部分的にしかなかったが、松本先生の存在はとても大きく、現在でも松本先生のご研究は以上の共同研究の基礎として生

き続けている。天国におられる松本先生に、良い成果を報告できるよう全力を尽くしたい。あらためて、心より松本先生のご冥福をお祈り申し上げます。

(2021年12月26日)

松本充郎先生との思い出

林政佑 (Cheng-Yu Lin) (台湾輔仁大学法学部助教授)

去年、松本先生が他界されたという悲報に突然接して大変驚きました。先生の生前のお姿を偲ぶにつけ、悲しみにたえません。

京都で留学生活を送っていた私は、沢山の日本の先生方に温かく接していただきました。その中でも、松本先生のご温情は忘れられません。先生に最初にお目にかかったのは、2017年に妻の李明芝が松本先生に、台湾中央研究院法律研究所の呉宗謀先生と同様、台湾法史の第一人者である台湾大学王泰升先生の門弟として私を紹介した時のことです。松本先生は「世間の狭さに驚いています」とおっしゃって、私たちを研究室に呼んでくださいました。2017年4月中旬、私たちは松本先生の研究室にお伺いいたしました。その際、先生は環境法の知識だけではなく、日本と台湾との比較研究の面白さも教えてくださいました。先生が話しながら本棚から関連書籍を紹介してくださった姿は、ずっと印象深く残っています。

その後、先生は私を懇親会に招待してくださいました。先生のおかげで、懇親会で他の先生方や留学生たちとも知り合いになることができ、本当に楽しい時間が過ごせました。そのときの先生の笑顔も心から離れません。

松本先生のご温情に触れられたこと、心より感謝いたしております。松本先生、安らかにお眠りくださいますよう、心よりお祈り申し上げます。

(2021年10月31日)

松本先生との思い出—研究室の本棚

呉宗謀 (中央研究院 (台湾) 法律学研究所副研究員)

思い返せば、松本先生とは、ほとんど台湾の台北周辺と日本の高知の二箇所のみでお会いしていた。私の勤め先の主催したシンポジウムで、先生が論文発表をされた際に初めてお会いしたのをきっかけに、土地所有権の空洞化をめぐるプロジェクトへお招きいただき、その後は度々高知県で交流を深めた。

過去に二度だけ先生の研究室、しかもそれぞれ違う部屋に通して頂いたことがある。2016年1月28日の豊中総合学館507号室、そして2018年4月26日の同館515室だ。

どちらの部屋にも研究者らしい立派な本棚があったのだが、507号室に伺った際には先生とすっかり話し込んでしまい、ゆっくり本棚を見せてもらうことができなかった。ただ、退室際、ドアに近いところに置いてあった野球のグローブが右手用であるのを見て、先生がサウスポーだということに気がついた。

515室では、入室際にグローブは見当たらなかったが、今度は先生のその素晴らしい蔵書の数々に

興味をそそられた。しかも当日、先生は会議を抜け出せず、私はしばらく一人で515号室で待たせていただいていた。以前から、先生のご専門である「水法」について詳しいお話を伺おうとしていたが、なかなかいい機会が得られなかった私は、あろうことか無断でその本棚の一部を撮影してしまった。

言い訳になるが、同法については門外漢である私にとっては、文献資料を必死に調査・収集するよりも、優れた専門家の本棚を拝見することのほうがよほど価値がある。著作はもとより、研究室の本棚も学者の個性を語るものなのである。

先生が戻られた後、私はすぐに自首して、お許しを頂いた。いま思えば反省すべき暴挙だが、先生との懐かしい思い出でもある。次の数枚の思い出の写真をもって、学者としての先生の面影を偲び、心よりご冥福をお祈りしたい。

松本先生、本当にありがとうございました。

(2021年10月29日)

松本充郎君の思い出

奥田純一郎（上智大学法学部法律学科教授）

松本充郎君に初めて会ったのは、井上達夫先生のゼミでした。学部・大学院合同のゼミで、松本君は学部生、私は大学院生でした。当時すでに談論風発の雰囲気には溢れていた（時に辛辣な言葉が飛び交う）井上ゼミで、いつも穏やかな笑顔を保ちつつ、他の参加者の発言に熱心に耳を傾けながらも、一本筋の通った議論を展開する松本君の存在は、得難いものでした。正に畏友と呼ぶべき存在でした。年齢こそ私の方が上でしたが、学問上だけでなく人間としても尊敬しておりましたし、彼と話をするのはいつも楽しい機会でした。

その後、一旦社会人となってから大学院に戻ってきた松本君は、環境法の法哲学的含意と実践的な政策を研究対象に定め、博士後期課程から上智大学大学院に移りました。私は追いかけるように上智大学への就職が決まりました。社会人経験が全くなく不安に思っていた私には、松本君が既にいてくれることが心強く、実際に彼のお陰で無事に溶け込むことができました。環境問題というマクロの問題に焦点を当てる松本君と、生命倫理に関わる法哲学、特に安楽死の問題に取り組んでいたため個人の意思というミクロの視点に陥りがちな私とでは、実は話は噛み合っていなかったのかもしれませんが。しかしながら共に「人間の根底を揺るがしかねない現代的問題」に取り組む者同士、という共感を私は抱いておりましたし、松本君も受け容れてくれていたように思います。両方の問題に関わる文献としてハンス・ヨナスの『責任という原理』を一緒にゼミで購読したことを懐かしく思い出します。

その後も着々と業績を重ねられ、環境に関わる問題なら彼に聞けば間違いのない公平な答えが得られると、頼もしく思っておりました。当時の環境問題研究者は、自身の主張・信念が強すぎる余り、他人の意見に耳を貸さない人が多かったという印象を私は持っていました。そのため（学部のゼミ生からの質問に答える必要もあり）少々関心があっても深入りすることを躊躇していた私にとって、松本君は実に頼りになる相談相手でした。問題の解決目標の設定やその実現手段は多様であり、一枚岩ではないこと・そのために多くの人の意見に耳を傾け知恵を出し合うことの大切さを、私は彼から教えられました。規制一辺倒ではなく、より制約的でない、時にはビジネスとしても成り立つような環境保護のアイデアを、衆知を集めてブラッシュアップすること、そのための議論を、楽しんでいるように思える大人の余裕を、松本君からはいつも感じ取っておりました。

特に最近、「持続可能な環境保護」という、キャッチフレーズは耳あたりが良いものの、その実やや近視眼的で狭量な意見や政策が目につくように思われます。そんな時、はにかむ様な温和な笑みを湛えながら、自身とは異なる意見にも辛抱強く耳を傾け、その上で本質を突く言葉を穏やかに発していた松本君の姿が目につかびます。こんな状況を松本君だったらどう考えるだろうか、尋ねてみたいですが、それが叶わないことを本当に残念に思います（彼と違って英語が不得手な私ですが、”I miss you.”という英語の言い回しの意味を痛切に感じます）。

松本君の人となりを示すエピソードとして、学部生時代のゼミ対抗ソフトボール大会のことが思い出されます。松本君と私が属する井上ゼミは、コントロールの良い速球を渾身の力を込めて投げ込む投手松本君のお蔭で勝ち進みました。残念ながら民法の某先生のゼミとの対戦に敗れましたが、その後の全参加ゼミの集まる懇親会において井上先生は概略次のような挨拶を披露されました。「我々は直球勝負・ストライクゾーンで堂々勝負する投手を擁して戦い、敗れた。対する民法ゼミは焦らすような投球で我々を翻弄して勝った。これは両者の学問の在り方を象徴している。民法学は表面化した問題を解決する結果の妥当性を何より重視するが、我々法哲学は真の問題を真正面から愚直に取り組む。従って我々の学問の姿勢を貫いて負けたことを、むしろ誇りに思う。」この言葉は、松本君の実直な人柄を示すと同時に、早くから法哲学者のあるべき姿勢を獲得していたことを証言するものでもあります。その道がこんなにも早く閉ざされてしまったことは悔やまれてなりません。彼と出会えたからこそ得られた多くのものに感謝し、それを今後も大切にしていきたいと思っております。

松本君、有難うございました。

(2021年10月31日)

楽しい人

越智敏裕（上智大学教授）

ここにはあえて軽い、ささやかな思い出話を記し、親しき友人を悼みたいと存じます。

奈良ホテルの結婚式では、僭越ながら拙い司会を務めました。まさか追悼文をしたためることになるとは思ってもよらず、ただただ残念無念でなりません。

数えてみますと、松本充郎さんとは、修士時代から21年の付き合いでした。

亡くなる前年の六月に、恩師の古城誠先生を囲むパーティーがありました。軟弱にも私は少々疲れが溜まっていて、彼のほうがいつもの通りはるかに元気そうでしたが、それからひと月の後に重い病が見つかりました。

暑い夏の真っ盛り、太陽の塔が見える阪大病院へお見舞いに行った時は、闘病生活が始まって間もない頃でしたが、「昨日までは調子が良くて、どこが悪いの？という感じだったのに」と言いながら、具合が悪いのに面会してくれました。

昔から松本さんは難しい内容をわかりやすく説明してくれる人でしたが、その時の治療の様子や体調について、彼らしく手際よく説明してくれました。誰もが知るタフガイです。もちろん病気なんかには負ける気はさらさらなくて、私が「まさかこのままなんて、やめてくださいよ」というと、「当たり前でしょ」と返されました。難しい病気だと聞き知ってはいましたが、彼ならきっと打ち克つてくれると、私も思い込んでいました。彼と話し出すと終わらないのですが、具合が悪いのに、いつまでも話を続けてはと自制して、彼の病に効くはずの緑茶を渡し、30分余りで失礼することにしまし

た。「絶対に生還してくださいね」と申し上げて、最後に握手をして別れたのですが、とても熱い手で、それでも病床で研究を続ける姿にこちらが元気をもらいました。

彼は学生時代から朗らかで親しみやすく、実に楽しい人でした。

私は会話でも、授業でも、つい笑いを取りにいってしまう人間なのですが、彼は実に9割以上の打率で笑ってくれましたし、私を笑わせてもくれました。私もウィットに富んだ彼との会話を楽しんだ一人ですが、私の生涯で、彼ほど笑ってくれる友人はもういないかも知れません。

松本さんとはたまたま同い年で、関西人でもあり、専門も師匠も同じでしたので、大学院時代の5、6年は本当によく一緒にいました。プライベートでも、まるで恋人みたいによく一緒に過ごして、一時期、私が京都に住んで東京へ通っていた時は、彼の下宿にも何度か泊めてもらいました。大学院ゼミの合宿のほかに、プライベートでも北アルプスや東北の山々へ一緒に行きました。彼は交友関係が広いので、初対面の楽しい方たちの家に押しかけ、新婚家庭にまで泊めていただき、ご迷惑をおかけしたこともありました。

出席する研究会などもほぼ重なっていましたが、同じ場所から同じ場所へ向かうことが少なからずありました。どこかで待ち合わせた時は、私も早めに行くのですが、たいいていはもっと早く来ていて、コピーして折たたんだアメリカ環境法の論文を読んでいたのを覚えています。

政治や宗教も含めて、私たちの間には別にタブーはなくて、本当によく話をしました。あまりにも熱心に話し込んでしまうので、逆方向の地下鉄に乗ってしまう。一つか二つ駅を過ぎてから、あれ、反対方向じゃないかと、どっちかが気づき、慌てて降りて電車に乗り直す失敗も、一度や二度ではありませんでした。さすがに回数が重なってくると、お互い注意するようになりましたが。

当時はお互いに三十路前後でしたけれども、青春の最後の時期を彼と共に過ごせたことは、私にとってかけがえのない思い出で、大変感謝しております。

松本さんの高知時代も、阪大時代も、東京にはよく来ましたし、逆に私が一人でふらりと伺って、二人でよく話もしました。私は酒好きなのですが、周知の通り彼はほとんど飲めません。それでも楽しく付き合ってくれて申し訳ないと思いつつも、彼といると嬉しいので、自分だけ酔っ払いながらのひと時を、何度も過ごさせていただきました。

私はもともと弁護士をやっていたのですが、松本さんから何度か法律相談を受けたことがあります。簡単な問題なら彼が処理するはずで、たいいていは厄介な法律問題でしたけれども、実は彼自身の相談は確かひとつもなく、いつも彼の友人の相談でした。愛すべき人だったので、たくさんの友人たちが彼に相談をし、彼も親身になって相談に乗っていたのだと思います。

私にとっても、松本さんは大変ありがたい人でした。たとえば井上達夫先生が仰っているのは手短かに言うとこれこれなのだと言明してくれましたし、わからないことはまず松本さんに聞いてみることにしていたくらいです。何を聞いても嫌がらずに、よい本や、よい人を教えてくれました。

亡くなる少し前の5月に **Facebook** でやり取りをしたのが最後になりました。

松本さんはもう覚悟をしている様子で、体調不良の中、それでも研究を続けていました。

実際、もう起き上がれなくなるまで研究を続けられたと聞いています。もちろん余りにも早すぎる別れで、志半ばではありましたが、彼らしく、文字通り本当に燃え尽きるまで完全燃焼されたのだと、私は思っています。

ここ数年、私は色々な挑戦をしていて、彼にも相談に乗って欲しかったのですが、彼が亡くなってから、あと少し、もう少し頑張らなければいけない時に、松本さんを思い出して、あの屈託ない笑顔から元気をもらうようにしています。

松本さんを通じて知己となり、昨年の偲ぶ会がきっかけで再会できた方との素敵な旧交を通じ、佐渡島と不思議なご縁ができました。己の非力ゆえにささやかではあれ、ひとつのプロジェクトを決意し、私にしかできない松本さんへの手向けとしようと思ひ、少しずつですが、歩んでいます。

彼を失ったのは、私たちだけでなく、日本にとっても大きな損失ですが、奥様はまだお若く、お二人のご子息もまだ育ち盛りでいらっしゃいます。私は高校時代に父を亡くしましたが、三十年以上経った今でも、大きな穴は埋まりません。

残されたご家族には、これからもずっと、決して埋められない大きな喪失感があるはずですが、松本さんの業績もさることながら、そのお人柄を慕い、偲ぶ会には大変多くの人たちが、彼を心から悼むために集まって、気持ちのこもったメッセージを寄せられました。どうか故人を誇りとして、歩んで行っていただきたいと心底から願っております。彼はずっと、天からご家族を見守っています。

松本充郎さん、本当にありがとうございました。

どうかゆっくりとお休みください。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(2021年10月4日)

松本充郎君を偲んで

後藤新吾（淳心学院中高等学校教諭）

私は、松本充郎君が6年間通った、姫路城の側にある淳心学院中高等学校で国語科教諭を務めていました。2021年4月現在、再雇用職員として働いています。（このあたりの表現は、文学部卒が法学部を意識して選びました）

松本君は1984年4月に31回生として入学し、1991年3月に32回生として卒業しました。私は高1・高2の担任でした。授業中の彼は、いつもニコニコしながら私の退屈な授業を聴いてくれていました。時には沈黙考していると思わせて居眠りしたこともあったのか、もう確かめる術はありません。陸上部に所属し、中距離が専門でした。背の高い選手に交じり、ストライドの短さを軽快なピッチ走法で補いながら食らい付いていく、負けん気の強そうな姿が印象的でした。

そんな彼が一度だけ弱音を吐いたことがあります。高2の終わりに一年間のアメリカ留学を希望しました。当時は留学中の修得単位を読み替える制度がなかったので、休学せざるを得ませんでした。

「大学へ行ってからにすれば」と説得しましたが、聞くような彼ではありません。さっさと留学先を決め、自分で手続きを済ませて旅立ちました。充実した留学生活を送ったようですが、戻って来たときには同級生は既に卒業しており、一つ下の学年に籍を置くことになりました。31回生は世界史の先生を中心に英文資料を輪読するサークルを作るなど、アカデミックな雰囲気は漂っていましたが、32回生は少々元気者の集団でした。それが肌に合わなかったようで、ある日自宅に電話がかかってきました。

「クラスに馴染めない」との事。学校で顔を合わせたときに言えば良いものを、周囲に気を遣ったのでしょうか。電話口では次第に涙声になってきました。一緒に東大を目指せそうな生徒の名前を二、三挙げ、その子達と仲良くしたらと告げました。それが功を奏したのかどうかは分かりませんが、その後は穏やかに過ごし、すんなり東京大学に進学しました。

それから何年も逢うことはなかったのですが、3年前に本学院の21回生で当時法学部長だった林智

良教授と一緒に、高校生に法学部の魅力を伝える講演会のために来校してくれました。終了後少しだけ喋ったのですが、あの時一杯飲みに行こうと誘わなかったことが、今でも悔やまれます。

松本君の卒業後、本学院は校舎を建て替え、彼が通っていた頃の面影は殆ど残っていませんが、世界遺産姫路城にお越しの節には、城を横目に颯爽と通学する彼の姿を偲んで頂けたらと存じます。

(2021年4月22日)

松本充郎くんを偲んで

辰巳嘉章（淳心学院中高等学校 31 回生）

2020年7月15日、同期の松本充郎くんが亡くなりました。

私がJ1で軟式テニス部に所属していた時、テニスコートから陸上部の松本くんがグラウンドをぴょんぴょん楽しそうに跳ねているのが見えました。J2から陸上部に入った私は身長が同じくらいの彼とかけっこ、高跳び、三段跳びなど楽しく過ごしたものでした。後に東大に入学した彼は勤勉であることはもちろん、読書家であり、同じくテニス部から陸上部に入った北野潤くんとよく読書について、阿部公房がどうだとか語っていました。そんな彼らを横目に見ていると、松本くんが夏目漱石を勧められ、日本語がしっかりしていて面白いというため数冊読み、そこから純文学に親しむようになりました。彼は高校2年の時に米国へ1年留学し、我々より1年遅れで卒業したのです。留学先から貰った手紙は英語で書いてあり、元気でやっている、また会いましょう程度の内容でしたが、日本人に英語で手紙を寄越すのが彼らしいと感じました。

卒業後は10年ほど前にFacebookで繋がってSNS上のやりとりが数回あり、既に結婚していました。女性と話しをしている姿が想像できず、年月は人を変えるのだなと思っていました。2018年8月に35回生の高井貴雄くんの提案により淳心学院陸上部の同窓会を催し、30年近くぶりに再会しました。陸上部顧問であった檜皮先生には声をかけられても誰か分からなかったものの、松本くんのいがり頭は幾分髪が長くなってはいましたが変わらぬ様子であり、学生時代に戻った心持ちになれました。その時は忙しそうで、仕事が残っていると二次会も行かずに大阪へ帰りました。彼は、大阪大学法学部のゼミで環境法を教えているということでした。亡くなる直前まで執筆を続けた最新刊の「日米の流域管理法制における持続可能性への挑戦」は、淳心学院の図書室にも寄贈されたそうです。これは、最終章まで辿り着けなかったものの、専門性の高い貴重な内容であるため、多数の近しい研究者が協力して完成させて刊行に漕ぎつけたそうです。その他にも、「変容するコモンス」、「土地所有権の空洞化」など難しい内容の著作があり、知性と意識の高さを感じます。その後、2018年10月に彼のお母様に脳腫瘍が見つかったと相談があり、セカンドオピニオン目的に知り合いの医師を紹介しました。良い先生に出会えて良かったと喜んでもらったようでした。

そして事態は急変します。2019年7月に阪大病院へ入院していますと連絡があり、お見舞いに行きました。11階の消化器内科病棟でした。年明けより体調不良でCTを受けるも異常は見つからず、黄疸が出てきてから造影CTで膵腫瘍が見つかり入院したということでした。ここから彼の闘病が始まりました。内視鏡による生検結果は膵癌で、しかも胆道狭窄・十二指腸狭窄を伴い、外科的治療は既に不可能でした。東大にも知り合いの医師がいるにも関わらず、淳心繋がりの方の方が信頼できると、私に相談してくれました。消化器外科専門の私は、奥様、お兄さん（前埼玉県和光市市長）と一緒に主治医の先生から病状説明を聞き、治療方針について彼と話し合いました。通過障害を解消するための

内科的治療とその合併症により、抗癌剤治療の開始は9月になりました。同月半ば過ぎに退院し、自宅で過ごすというので、退院後に早速伺いました。予後不良であることを承知しているにも関わらず、何とか論文を完成させ、執筆中の本を発行したいと、環境保全についての経験や考えを熱く語ってくれました。阪大病院ではやせ細っていましたが、食欲が出て幾分回復しており、生命力すら感じる様子でした。そこで私は、淳心の繋がりを重んじる彼に元気なうちに同級生に会わせておこうと思い、近隣に住む同級生を誘い出し、何度もご自宅に伺いました。以前はヤマトヤシキで売っていた鶏卵饅頭は、現在山陽百貨店で売られているのですが、いつもこれを40-50個手土産にすると2人の小さなお子様に喜んでもらえました。彼の自宅で中学時代の担任の先生との交換日記を見せてもらったところ、意外にも漫画が好きで、その中でも美女に囲まれて冒険をするコブラが羨ましく、こんな冒険がしたいとありました。留学や登山、環境保護のための散策などは、彼にとっての冒険であったのだろうかと思います。私も陶芸を始めようかと思っているという話をすると、やりたいことができる環境であればやった方がいいよと言われて背中を押され、電気窯を購入し、後日、取り急ぎそれらしくなった茶碗を持って行きました。点滴の抗癌剤治療を通院で続けながら執筆活動行っていましたが、2020年4月には執筆を優先して内服のみに変更すると連絡がありました。そろそろかなと思いました。

最後に松本さんと会ったのは、2020年7月11日でした。奥様から状態が悪くなっていると連絡があり、中林幸士くん、高井くんと共に、いつものように鶏卵饅頭を手土産にしてご自宅へ伺いました。消化管の通過障害のため胃管が挿入され、息苦しそうでした。目が合って、右手を少し持ち上げるものの、声は出ませんでした。ご自宅で看取るつもりであるということでした。

2020年8月14日、鶏卵饅頭を持って、高井くんと焼香に伺いました。写真の中の彼は、入れ替わりに訪れる大勢の友人に優しく笑いかけるのでした。松本くんとのお会いには、感謝しかありません。彼の業績が今後の社会に役立つことを祈ります。

(2021年6月2日)

※メッセージをお寄せくださった方の肩書は、メッセージご投稿時のものとなります。